

平成29年度第4回  
「東京2020オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年7月21日（金）  
都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午後3時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成29年度第4回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてですが、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づいて、公開とさせていただきます。

傍聴の方は、今日はいらっしゃらないと聞いております。

本日は会議次第にございますとおり、「有明テニスの森」及び「大井ホッケー競技場」についての項目別審議及び総括審議、「その他」となっております。

それでは、ここからは、会長に進行をお願いしたいと思います。

○柳会長 こんにちは。

それでは、早速ですが、議事に従って進めてまいります。

議事の1「有明テニスの森について」の評価書案の項目別審議です。

審議は中項目ごとに行います。初めに、大項目分類の環境項目における中項目「\*生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑」についての審議を行います。こちらは、興水委員に検討していただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、「審議資料」と書かれた資料2-1と、評価書案を使って御説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧くださいませでしょうか。読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）

担当：興水委員

意 見

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

1 伐採エリア内の大径木については、樹木診断等を行った上で適切な密度で移植することから、優先順位を付けて適切に移植木を選定するとともに、移植場所の確保、移植後の養生等について適切に実施すること。

また、その実施状況について、フォローアップ調査で報告すること。

【生物・生態系】

- 2 改変区域内に注目される植物種が確認されていることから、可能な限り、移植を検討し、その保全に努めるとともに、移植の実施状況について、フォローアップ調査で報告すること。

以上の2点になります。

まず、1番目の意見についてでございますけれども、評価書案の146ページをお開きいただけますでしょうか。「9.3.3 ミティゲーション」の3つ目のポツのところになりますけれども、伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、健全度が高くないものですとか、植生に影響を及ぼすおそれがある外来種を中心に伐採をすることとし、樹勢や樹形のよいものは、樹木の生息環境として適切な密度で移植を行うと記載されております。

この移植に関して、まずどの木を移植するのかという移植木の選定については、選定できる木の本数には制限もあると思いますので、優先順位をつけて適切に行ってくださいということが一つございます。

また、移植をした後にも、きちんとその木が生育できるように、移植する場所の確保ですとか、移植後の養生等についても適切に実施していただきたいということ。

さらに、こうした移植の実施状況についても、フォローアップ調査できちんと報告をお願いしたいということが、1番目の意見でございます。

2番目の意見についてでございますけれども、少し戻っていただく形になりますが、評価書案の125ページをお開きいただけますでしょうか。一番下の表ですけれども、表9.3-7にございますとおり、注目される植物種として、マヤランが発見されております。これに関しては、表の【確認状況】というところに「夏季及び秋季に」とございまして、実際、夏と秋に調査を行ったものでございますけれども、追加でこの春に調査を実施しております。

この追加の調査に関しましては、追加で資料をつけているので、そちらをご覧くださいのですけれども、先ほどの審議資料の2-3の次のところに、追加資料という形で資料をつけてございまして、そちらの追加資料の1ページ目になります。

「1.1 調査期日」のところですが、調査日は5月1日と5月2日ということで、この2日間にわたって行っております。その結果、このページの一番下に表がございまして、表1.2-2のところがございますとおり、新たに注目される植物種として、ササバギンランとクゲヌマランというものも発見されております。

次の2～3ページは、それぞれこちらの植物の写真が掲載されているところです。実際に先月、現地に行ったときにも、これらの希少種を発見することができます。

これらの希少種の保全につきましてですが、評価書案のほうに戻っていただきまして、144ページをご覧くださいませでしょうか。「9.3.2 予測」の「(5) 予測結果」というところの、1) の最後のところ、2) のすぐ上のところになりますけれども、この部分ではマヤランについてですけれども「追認調査を実施し、改変区域内での生育が確認された場合には個体移植等の検討を行う」とされておりまして、可能な限り移植を検討していただき、その保全に努めていただくとともに、移植の実施状況についてはフォローアップ調査で報告をしていただきたいということが2番目の意見になります。

以上です。

○柳会長 それでは、興水委員、何か補足することはございますでしょうか。

○興水委員 まず、1番の意見ですが、今、事務局から御説明があったとおりですけれども、1行目に「適切な密度で移植する」ということなのですが、これはこれでいいのですけれども、では、移植するといっても移植先の場所がどの程度確保できるかが大きく関係してしまっていて、よくやられてしまうのは、狭い場所に欲張ってたくさん移植してしまう。そのことによって、密植し過ぎてしまっていて、お互いに不健全な生育となり、自滅してしまうことも起こり得るのです。ですから、大事なものから優先順位をつけて、元気のいいものから、活力度の高いものからという説明で報告書には書いてあります。それで結構だと思いますけれども、優先順位のつけ方はいろいろ考え方があると思いますので、必ずしも個体の大きなものにとらわれることなく、希少でかつ活力度があつて、なおかつ移植後に活用できるもの。そういった観点からきちんと選んで移植することが望ましいという趣旨のことをございます。これはフォローアップ調査のところできちんとそれを示してほしいということでもあります。

2番目の意見ですが、これは希少種が発見されたということで、私もこういう場所にこういうものがあることが信じがたいぐらいに驚きました。さらに、きょうの追加資料でも、ギンランとギンランの仲間が存在していることもある意味で驚くべきことでありまして、多分、丹念に調査する、あるいはどなたかの通報によってこういうものが発見されますから、いろいろなきさつがあるのではないかと推測はいたしますけれども、こうした臨海部の埋立地でこうしたものが発見されるというのは今までにない出来事ですから、きちんと対策をとるといいと思います。

ただ、移植保存をするとありますけれども、こうした場所でこの種を移植して保存できる

どうかに関しても、きちんとしたデータはありませんし、今までに経験したことのないやり方でやらざるを得ないので、丁寧に行っていただきたい、そのことはフォローアップ調査できちんと報告してほしいという趣旨の意見でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますか。

御意見がないようですので「生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「\*資源・廃棄物」の小項目「水利用、廃棄物、エコマテリアル」について審議を行います。こちらは、谷川委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-2をご覧くださいませでしょうか。読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：資源・廃棄物（廃棄物、エコマテリアル）

担当：谷川委員

#### 意 見

##### 【廃棄物】

- 1 建設廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値に鑑み、より高い再資源化等率を達成するよう努めること。

##### 【エコマテリアル】

- 2 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上、2点になります。

まず、1番目の意見についてでございますけれども、評価書案の265ページをお開きいただけますでしょうか。表9.10-5 (3) という表がございまして、こちらのほうに「東京都建設リサイクル推進計画」の内容が載っております。この計画におきましては、建設廃棄物の平成30年度の目標値、都の関連工事の場合というところが下の段になりますけれども、99%とされております。

この計画がある中で、実際の予測はどうかというところで、その実際の予測につきまして

はページが先になりますけれども、272ページをご覧くださいませでしょうか。表9.10-11という表がございます。こちらの一番右側の欄が、廃棄物の「再資源化等率」という形になっております。一番下が「建設廃棄物全体」というところの再資源化等率になっておりますけれども、それ以外は個別の廃棄物の種類ごとの再資源化等率という形になっております。

個別の廃棄物の種類ごとの再資源化等率につきましては、先ほどの「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を踏まえたものとなっておりますけれども、建設廃棄物全体になりますと、建設泥土の量がここではかなり多くなっていることも影響いたしまして、94%という形になっておりますので、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値に鑑みて、少しでもというか、より高い再資源化等率を達成するよう努めていただきたいということが1番目の意見になります。

2番目の意見につきましては、エコマテリアルに関するものですが、291ページのほうをご覧くださいませでしょうか。「9.11.3 ミティゲーション」が記載されておまして、「(1) 予測に反映した措置」の一番上のポツのところでは、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に基づいてということですか、「(2) 予測に反映しなかった措置」の下から2つ目のポツのところでは、「大会組織委員会が調達する木材を対象とした『持続可能性に配慮した木材の調達基準』」があるので、その趣旨に基づいてということが記載されておりますので、それについてはそのとおりでお願いしたいということで、ここでは特段、意見としていないところになりますけれども、「(2) 予測に反映しなかった措置」の一番上と一番下のポツのところでは、まず一番上のところでは「建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用する計画である」ということ。

一番下のところでは「エコマテリアルの使用状況確認については、フォローアップで確認する」ということが記載されてございますので、これらにつきましては、ほかの施設でも確認的に、念押し的にというか、意見とさせていただいてきた経緯もございますので、今回もこのとおりで記載をしていただいているのですけれども、そのとおりでしっかりお願いしたいということを2番目の意見としております。

以上です。

○柳会長 それでは、谷川委員、何か補足はございますか。

○谷川委員 廃棄物のほうについては、意見としてはこのことで結構だと思うのですが、特に実際の場所を掘削すると、いろいろ何が出てくるか分からないところがあるので、その点についてはほかの会場も含めて、そのときに応じて適切に対応していただきたい

と思っております。

あと、意見には書かなかったのですけれども、一般廃棄物の関係で、資源ごみの表現がいろいろあって、それについてもある一定の統一が当然、必要になってくるのかなということですが、今回、江東区とか決められた区域に立地しておりますので、それぞれの区で定めた資源物ごとに今後、予測をしていただければと思っております。

エコマテリアルにつきましては、特にございません。

以上です。

○柳会長 それでは、何か御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので「廃棄物、エコマテリアル」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「\*温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス、エネルギー」について審議を行います。こちらは野部委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-3をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）

担当：野部委員

#### 意 見

##### 【温室効果ガス、エネルギー 共通】

「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること。

意見は以上の1点になります。

こちらの意見につきましては、評価書案の307ページをご覧くださいませでしょうか。

「9.12.3 ミティゲーション」の部分になりますけれども、「(1) 予測に反映した措置」というところで「・クラブハウス・インドアコート屋上に、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を設置する」と記載されておまして、その下の「9.12.4 評価」のところの「(2) 評価の結果」の部分でも、既存の施設の排出量に対して5%の削減になりますということが書かれています。説明は省略させていただきますけれども、エネルギーについても同様の削減率となることが記載されております。

このように、温室効果ガス排出量ですとか、エネルギー使用量について、削減率等は示していただいているのですけれども、一方で「『東京都建築物環境計画書制度』におけるエネルギーの使用の合理化」の方針に関しては触れられていないことになりまして、この「東京都建築物環境計画書制度」については、確認の意味で改めてという形になりますけれども、少し御説明させていただきますと、この計画書制度の中で、評価の項目の一つとして「エネルギーの使用の合理化」といった項目がありまして、さらにその項目の中で、建物の断熱性能に関するPAL\*低減率というものと、設備の省エネ性に関するERRという区分がございます。このPAL\*低減率とERRについては、評価段階が1~3までということで、3段階となっておりますけれども、現在の評価書案では、これらの段階の取得を目指すのかどうか、目指す場合は、どの段階での取得を目指すのかが明らかになっていないので、これらに関する考え方を示していただきたいということが、こちらの意見になります。

以上です。

○柳会長 野部委員は本日は御欠席ですが、事務局から何か補足することはありますか。

○東條オリパラアセスメント担当課長 特にございません。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「温室効果ガス、エネルギー」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

以上で、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3をご覧くださいませでしょうか。こちらは、前回、先週の7月14日に審議をいただいた内容も踏まえまして取りまとめたものでございます。

前回、御審議いただいた内容は、きょう読み上げさせていただきますけれども、本日、審議をいただいた項目については読み上げを省略させていただきます。

それでは、読み上げさせていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（有明テニスの森）について（意見）

## 第1 審議経過



本評価委員会では、平成29年5月22日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表のほうは、こちらの資料の4ページについております。

## 第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【主要環境（大気等）】

（大気等）

- ① 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、この影響を考慮し、大気質への影響のより一層の低減に努めること。
- ② 建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足しているが、計画地近傍には住宅や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること。

### 【生活環境（騒音・振動）】

（騒音・振動）

- ① 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、この影響も考慮し、工事用車両による騒音・振動のより一層の低減に努めること。
- ② 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音について、予測は勧告基準を下回っているが、計画地近傍には住宅や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業騒音のより一層の低減に努めること。

### 【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】

（自然との触れ合い活動の場）

計画地の有明テニスの森は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されているが、

工事中はほぼ全面的に利用できなくなることから、工事内容や工事工程等について周知徹底し、公園利用者への影響を最小限に抑えること。

(歩行者空間の快適性)

既存街路樹等について、可能な限りの保全を図り、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していく計画としていることから、道路管理者、公園管理者等と十分連携を図り、これらの対策を確実に実施するとともに、より一層の暑さ対策に努めること。

3ページになりまして、

**【安全・衛生・安心（安全、消防・防災）】**

(消防・防災)

避難経路は非常時でも迷わず避難できるよう計画するとしていることから、非常時の情報伝達手段について、具体的に記述すること。

**【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】**

(交通渋滞、交通安全 共通)

有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、環境保全措置を徹底し、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

(公共交通へのアクセシビリティ)

工事の実施に伴い使用できなくなる国際展示場駅から練習用コートへのアクセス経路について、代替路を設置するとしていることから、事前に周知徹底し、利用者に支障がないよう配慮すること。

4ページが、先ほど申し上げた付表になってございます。

以上でございます。

○柳会長 ただいまの意見案について、何か御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいま、事務局が朗読しました案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 細かい話で申しわけないのですが、事務局のほうはお気づきでしょうか、文案のところで「有明体操競技場」と記載されている部分があります。「第1 審議経過」のところです。「（以下「評価書案」という。）」の手前で「有明体操競技場」という言葉が入っておりますけれども、これは有明テニスの森ですよ。そこのところだけです。細かなところで済みません。多分、事務方のほうは御了解されていると思いますが。

○東條オリパラアセスメント担当課長 大変失礼いたしました。こちらは修正させていただきます。申し訳ありません。

○柳会長 「有明テニスの森」ですよね。

○東條オリパラアセスメント担当課長 「有明テニスの森」になります。申し訳ありません。

○柳会長 そこは修正いたします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、事務局で意見のかがみを配付してください。

(「かがみ」配付)

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

29東環評第3号

平成29年7月21日

東京都環境局長

遠藤雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

環境影響評価書案（有明テニスの森）について（意見）

平成29年5月22日付29環総政第100号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりになります。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

次に、議事2に入ります。議事の2「大井ホッケー競技場について」の評価書案の項目別審議を行います。

審議は中項目ごとに行います。初めに、大項目分類の環境項目における中項目「\*生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑」についての審議を行います。こちら

は、興水委員に検討していただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4-1をご覧くださいませでしょうか。読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）

担当：興水委員

#### 意見

##### 【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

1 緑化計画は、品川区みどりの条例で示された基準を満たす計画としているが、新たに植栽する樹種の選定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にすること。

##### 【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

2 第一球技場計画地内の既存樹木は、一部は伐採され、一部は保存する計画となっていることから、保存する樹木を図示するなど明確にするとともに、可能な限り移植の可能性も検討し、伐採される樹木を最小限にとどめること。

なお、移植に当たっては、魅力的な水と緑のネットワークの創出に資するよう、移植場所の選定等に努めること。

以上の2点になります。

まず、1番目の意見についてでございますけれども、大井ホッケー競技場の評価書案の20ページをご覧くださいませでしょうか。「(7) 緑化計画」の部分になります。そちらの1行目の後段以降ですけれども「第一球技場計画地については、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準（地上部緑化面積約16,050㎡、屋上・壁面等の緑化面積558㎡、接道部緑化延長約653m）を満たす計画である」とされております。

隣の21ページの「緑化計画図」をご覧くださいませると、この第一球技場計画地の中の外周部につきましては、芝生地が整備される形になっておりまして、樹木も植栽をされた形となっております。このことが、20ページのところでも文章として記載されておりまして、「(7) 緑化計画」の下から4行目のところで「第一球技場計画地外周部は、平坦な芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する」と記載されております。

少しページが飛ぶのですけれども、107ページをお開きいただけますでしょうか。「9,3 緑」

の部分の「(5) 予測結果」のところの一番下の行になりますけれども、こちらで「新たな植栽や芝生地が創出され」とございまして、こちらの第一球技場計画地のところでは新たに植栽を行うことも記載されている形になります。

では、実際に緑化計画の具体的な形はというところになりますと、また先ほどの20ページの「(7) 緑化計画」になりますけれども、2つ目の段落の冒頭部分に「第一球技場計画地の緑化計画は現在検討中であり」という形で、今後、具体化することになってございまして。そのため、今後、具体化するに当たって、新たに植栽する樹種の選定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にさせていただきたいということが意見としてございまして、こちらが1番目の意見になります。

2番目の意見についてでございますけれども、同様に20ページの「(7) 緑化計画」の今、見ていただいた第2段落目のところですが、今、見ていただいたところの下の方に「第一球技場計画地内の既存樹木が一部伐採されるが」という形で記載があります。つまり、一部伐採されて、一部は保存されることになります。ただ、隣の21ページの「緑化計画図」のほうでも、どの樹木が保存されるかは明示されていない形になっておりますので、保存する樹木を図示いただくなど、明確にさせていただきたいということと、可能な限り移植の可能性を検討して、伐採される樹木を最小限にとどめていただきたいということをお願いしてございまして。

また、2番目の意見の後半のところですが、移植に当たりましては「魅力的な水と緑のネットワークの創出に資するよう」ということで記載がありますけれども、この「水と緑のネットワーク」についてでございますが、ページがまた飛ぶのですけれども、125ページをお開きいただけますでしょうか。

「9.4.4 評価」のところですが、「(2) 評価の結果」の「(1)」のところでは「『運河を望むエリア』として位置付けられている」ということが記載されております。

この「(1)」のところの2段落目の最後のところになりますけれども、この計画地がある「大井ふ頭中央海浜公園」につきましては「『緑のネットワーク』を形成する緑地帯の一部となっている」とされております。実際、こちらは東京都の港湾審議会の資料を引用して記載されているところなのですが、そうした審議を踏まえて、今年の5月にはこうした考え方をまとめた「海上公園ビジョン」というものを都が公表しておりますので、そのビジョンの中でも、この運河を臨むエリアの中の公園については、水と緑のネットワークによってつないでいく、それによって生物の移動経路としての機能を持たせるとともに、水の都・東京にふさわしい景観づくりを進めていくことがそのビジョンの中でもうたわれているところです。

そのため、こうした樹木の移植に当たっては、こうしたエリアの特性を十分に踏まえて行っていただきたいということがございますので、意見の後半に記載がありますように、「移植に当たっては、魅力的な水と緑のネットワークの創出に資するよう、移植場所の選定等に努めること」という意見としてございます。

以上です。

○柳会長 それでは、輿水委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますか。

○輿水委員 今、詳細に事務局のほうから御説明があったとおりでございます。この場所の大井ふ頭中央海浜公園は、港湾局の海上公園の中でも歴史の古い公園で、既に埋立て完了後から供用開始になって39年ぐらいたっているところです。そういう意味で、評価書案の52ページの「植生図」に典型的に示されているのですが、この場所の生物の生育基盤、生息基盤であるとか、鳥やその他の生物あるいは植生も含めて、39年間を経過して順調に自然再生が進んでいる、あるいは生態系の形成が進んでいることが観察される場所であります。

そういう意味で、第一球技場、第二球技場は改修を計画されるわけですが、この52ページの図を見ていただくと分かるように、もともとの計画地が濃い緑色で塗られている場所に該当する。常緑広葉樹があるとか、比較的安定した樹林が形成されている場所に計画されるわけでありまして、このことについては、大井ふ頭中央海浜公園全体の生態系も見ながら、移植計画であるとか、そういったことも考える必要があるという意味で、先ほど、詳細に御説明いただいたような手当てをしていただきたいということで意見を申し上げた次第です。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「\*資源・廃棄物」の小項目「水利用、廃棄物、エコマテリアル」について審議を行います。こちらは谷川委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4-2をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）

担当：谷川委員

## 意見

### 【水利用】

1 第一球技場のトイレ洗浄水に雨水利用を計画しているが、第一球技場の一部及び第二球技場には上水が使用されることから、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めること。

### 【廃棄物】

2 建設廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値に鑑み、より高い再資源化等率を達成するよう努めること。

### 【エコマテリアル】

3 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上、3点になります。

まず、こちらの1番目の【水利用】に関する意見につきましては、評価書案の165ページをご覧くださいませでしょうか。「(5) 予測結果」の部分になりますけれども、第一球技場では雨水をトイレ洗浄水に使用する計画であることが記載されております。

その割合としましては、ここの(5)の最後の段落のところに「第一球技場の雑用水の利用水量（約3,715m<sup>3</sup>/年）のうち、約50%の1,843m<sup>3</sup>/年を雨水でまかなう計画」であることが記載されています。

1枚おめくりいただきますと、166ページの図9.7-1におきましては、雨水利用の流れが記載されています。タイトルでは「第二」と入ってしまっているのですが、実際には第一の話になります。こちらの図にも記載がございますとおり、第一球技場での雑用水の年間使用水量のうち、約半分を雨水で賄うとしております。

一方で、第一球技場の一部と第二球技場の方では、上水が使用されることになりますので、環境保全措置を徹底して、より一層の上水利用の削減に努めていただきたいというのが、1番目の意見になります。

次に、2番目の【廃棄物】に関する意見についてでございますけれども、180ページをご覧くださいませでしょうか。先ほども、有明テニスの森で御説明させていただいたことと重なるのですが、180ページの表9.8-5(3)のところで「東京都建設リサイクル推進計画」

が載っております。建設廃棄物の目標値、都の関連工事の場合が下の段のところですが、平成30年度は99%という中で、実際の予測については188ページに載っています。

188ページをご覧くださいませでしょうか。表9.8-11、下の表のほうですけれども、こちらは第一球技場と第二球技場を合わせた建設廃棄物の発生量と再資源化等量を示したものになります。一番右側の「再資源化等率」につきましては、先ほど、有明テニスの森で御説明させていただいたことと同じになるのですけれども、一番下のところは全体という形になりますが、それ以外の個別の廃棄物の種類ごとのところでは、先ほどのリサイクル推進計画の目標値を踏まえたものとなっております。

ただ、先ほどと同様、こちらにも建設泥土の量が多いという影響もございまして、全体では95%という形になっておりますので、先ほどの有明テニスの森と同様に「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値に鑑みて、より高い再資源化等率を達成するよう努めていたきたいということを2番目の意見としてございます。

3番目の【エコマテリアル】に関する意見につきましても、先ほどの有明テニスの森と同様になるのですが、評価書案のほうでは207ページになります。「9.9.3 ミティゲーション」になりますけれども、先ほどと同様「(1) 予測に反映した措置」として「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」ですとか、「(2) 予測に反映しなかった措置」として「持続可能性に配慮した木材の調達基準」というものが記載されておりますので、そちらについてはこれを踏まえる形になっているので、そのとおりにお願いしたいというところで、意見としているのは先ほどの有明テニスの森と同様、「(2) 予測に反映しなかった措置」の1番目のポツと最後のポツのところ、エコマテリアルの積極的な利用と、エコマテリアルの使用状況の確認について記載をしていただいているところになりまして、今回もほかの施設と同様の意見にはなりますけれども、そのとおりしっかりお願いしたいということを3番目の【エコマテリアル】の意見としております。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、谷川委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますか。

○谷川委員 意見としては、こちらに記載されたとおりなのですが、例えば、水利用の関係からいきますと、評価書のほうに、第二球技場では雨水を利用しないことを書いてありながら、それはなぜ利用できなかったとか、そういう理由が書いていないところがありました。



この水利用に関してなのですけれども、かなり書き方と評価の仕方として、類似の施設と比較をするということで、類似の施設ではやっていないからやっていないという記載のところが見られるのですけれども、今回はオリンピックの関係施設については環境配慮ということで、極力、そういうものを検討しました。でも、なかなか事情があってできませんでしたという記述にしてほしいということで、次の評価書についてはそのように記載していただくことを事務局のほうからお願いしております。

それから、廃棄物についても、意見としてはこちらになりますけれども、廃棄物に関しては、予測の内容を見てみると、本当にこの数値を使っていいのかというところもございまして、これにつきましても、評価書案なのですけれども、評価書のほうではきちんと修正していただきたいということで、幾つか意見は述べさせていただいております。このオリンピックの案件ではたくさんあるわけですけれども、評価書の案と言えども、もう少し完成度を上げていただいたものをぜひ提出していただくように、オリンピックの担当にはお願いしたいところでございます。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。いかがでしょうか。

現在も渇水対策とか、猛暑で連日34度とか、30度を超えているわけですよね。そういう時期にオリンピックをやるということで、渇水時の対策とか、夏場の水利用が逼迫するのは当然、想定されるわけですけれども、そういうときの対策で、雨が降らないとか、雨水なんてほとんどないことも考えられるわけですよね。そういう場合は、地下水利用などは代替的に考えておられるのですか。

東京都は基本的に地下水は揚水しないのが原則なのですけれども、この時期でそういう緊急事態での対応は全く最初から考えていなかったということになるのか、そのことを踏まえて何か対策を講じておく必要があるのかどうかとか、その検討だけはしていたのと全くしていないのでは対応が異なると思いますけれども、中杉委員、何かありますか。

○中杉委員 多分、地下水利用もあるのでしょうかけれども、ここの地下水は真水が出てくるかは少し心配です。そういう意味では、真水をとりとうとすると、かなり深く掘らなければいけないかもしれない。うまくとりとうとすればとれるかもしれませんが、多分、引き抜いていくと海水が入ってくることも起こり得るだろうと思います。

第二球技場のほうは、基本的には屋根がないから雨水がとれないということですよね。ためるところがないのだという。そこら辺はきっちり書けばよろしいのではないかと思います

けれども、実際に工夫して検討していただくのは結構だろうと思います。

○柳会長 地下水利用は上水としてではなくて、トイレ用水とか雑用水としての利用ということで申し上げたのです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、「水利用、廃棄物、エコマテリアル」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「\*温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス、エネルギー」について審議を行います。こちらは野部委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4-3をご覧くださいませでしょうか。読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）

担当：野部委員

#### 意 見

##### 【温室効果ガス、エネルギー 共通】

「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること。

ということで、先ほどの有明テニスの森の意見とかぶる部分があるのですけれども、こちらの意見につきましては、評価書案の223ページをご覧くださいませでしょうか。「9.10.3 ミティゲーション」の「(1) 予測に反映した措置」のところですが、「第一球技場のスタンド庇上部及び第二球技場の屋上に、太陽光発電設備を設置する」と記載されております。

その下の「9.10.4 評価」の「(2) 評価の結果」のところ、既存の施設の排出量に対して1%の削減になることが記載されているところですが、有明テニスの森のときと同様なのですけれども、このように、温室効果ガスの排出量ですとか、エネルギー使用量についての削減率は示されてございますけれども、一方で「『東京都建築物環境計画書制度』におけるエネルギーの使用の合理化」に関する方針には触れられていないということで、先ほども申し上げたのですけれども、計画書制度の中の評価項目の一つであるエネルギー使用の合理化で、その中のPAL\*低減率とERRについて、段階の取得を目指すのかどうか。目指す場合はどの段階の取得を目指すのかといったことが記載されていない、明らかになっておりませんので、

これらに関する考え方を示していただきたいということがこちらの意見になります。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

先ほども申しあげましたように、野部委員は御欠席ですけれども、事務局から追加的に何か補足はございますか。

○東條オリパラアセスメント担当課長 特にはございません。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「温室効果ガス、エネルギー」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

以上をもちまして、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(資料5差しかえ版配付)

○東條オリパラアセスメント担当課長 資料5の説明をさせていただく前に、最初に配付させていただいていた資料につきましても、大変申し訳ありませんが、審議結果のところ「有明体操競技場」という表記が残ってしまっておりましたので、今、こちらの資料5の差しかえを配付させていただいておりますので、今、配付させていただいた資料をもとに読み上げをさせていただきますと思います。

それでは、読み上げさせていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）について（意見）

## 第1 審議経過

本評価委員会では、平成29年5月22日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については、3ページについてございます。

## 第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指

針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。こちらも、本日の審議項目については省略させていただきます。

**【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】**

（景観）

メインスタンドは公園の風景に溶け込む落ち着いた色彩とすることで、代表的な眺望地点に公園内からの地点を追加した上で、色彩計画について分かりやすく説明すること。

（自然との触れ合い活動の場）

- ① 計画地が所在する大井ふ頭中央海浜公園は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されていることから、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に当たっては、環境保全措置を徹底し、公園利用者の活動を阻害しないよう努めること。
- ② 第一球技場計画地は改変され、第二球技場も改修工事が行われることから、工事中は施設の利用ができなくなるなど、自然との触れ合い活動の場に影響が生じるため、工事内容や工事工程等について周知徹底し、施設利用者への影響を最小限に抑えること。

（歩行者空間の快適性）

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画とすることで、公園管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

**【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】**

（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通）

工事の実施に伴い、工事用車両が公園内を走行することから、園内施設へのアクセス経路及び一般歩行者の交通安全の確保に努めるとともに、工事用車両の走行ルート等を事前に周知徹底し、利用者に支障がないよう配慮すること。

付表については、3ページでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいまの案文につきまして、何か御質問等がございますか。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読しました案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で意見のかがみを配付してください。

(「かがみ」配付)

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

29東環評第4号

平成29年 7月21日

東京都環境局長

遠藤雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）について（意見）

平成29年5月22日付29環総政第99号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することにいたします。

最後に、議事の3「その他」ですが、事務局から報告等がありますでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 ここで、オリンピック・パラリンピック事務局の臼井から、前回の7月14日の評価委員会において御質問があった点について御報告させていただければと思っております。

まず1点目ですけれども、大井ホッケー競技場の項目別審議の際に、池上委員より、大井ふ頭中央海浜公園、スポーツの森、西側の区道の無電柱化の取組について御質問があったところでございました。

この件についてですけれども、お手元の大井ホッケー競技場の評価書案の121ページと122ページをご覧くださいませでしょうか。これらの写真に写っている、電柱のある区道でございますが、こちらは大会までに無電柱化が完了する予定でございます。

続きまして、2点目でございますが、オリンピックアクアティクスセンターにおける建設発生土の取扱いについて説明を差し上げた際に、土対法規制対象外の油分を含む汚染土壌の処理について、柳会長より御質問をいただいたところでもございましたけれども、こちらは、油を含有している建設発生土については、環境省の「油汚染対策ガイドライン」に記載されている掘削・除去における記載のとおり、適切に処分してまいります。

以上で、説明は終わりになります。

○柳会長 何か御質問はありますか。中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 後のほうの御説明ですが、前回、欠席してコメントができなかったのですけれども、油汚染土壌をどのように処理するか、掘削・除去は幾つかの方法があります。指定ガイドラインの中で指定されていますけれども、基本的に油の場合には、水をうめて分解するのがいいのですが、例えば、一緒に水源の汚染があるとすると、水をかけるのは受けてくれないところが多いだろうと思います。そういう意味では、実際にどういう方法でやったか、結果としてどうなったか。

例えば、油汚染土壌の処理の中に、洗浄処理の方法がありますがけれども、洗浄処理をするときには、多分、油のまざっている部分が廃棄物として出てくることになります。それがどのように処理されるかということも含めて、この報告書の中で記載していただけるとありがたい。適切に処理できているかどうかを見ていきたいと思いますので、よろしく願います。

もう一つは、これはオリンピックアクアティクスセンターだけの話ではないのですが、ここも埋立地で履歴がよく分からない。結果として、どこからどういうものを持ってきたのが分からなかったということですが、そこでこういうものが見つかった。油が入ってくるとなると、自然由来だけではない感じがいたします。

そういうことでいくと、東京都の環境確保条例のほうでは起源が分からない場合は、調査をしなくてもよろしいという扱いをしておられるようなので、それは条例上は問題がないのだらうと思いますけれども、オリンピック施設の工事の中でそういうことが起こると困りますので、何らかの形でこれをしっかりつかまえるようにしてください。掘削土壌を搬出することによって、受入れ側がチェックして見ることによってできる。それぐらいの話だらう、

最初に考えて調査を下さいという。そうでないと大変なことになりますので、実際に掘削して搬出する土壌が、予断を持って汚染がないという判断ではなくて、しっかり受入れ側でチェックしてもらい、チェックがあるところの受入れ側に持って行ってもらう。それに基づいてしっかりやっていただくことが必要だろうと思います。今回はそこら辺が幸いにして分かったということで、非常にいい例だと思いますけれども、そういうことにしっかり努めていただければと思います。

アセスのほうですから、法制度でこうやりなさいという以上のことをやっていかなければいけないと思いますので、ぜひ努めていただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午後4時9分閉会)